

特定非営利活動法人虹色 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人虹色（以下「法人」という。）定款第19条の規定に基づき、法人の役員の報酬について必要な事項を定めるものとする。

(役員)

第2条 この規程で定める役員とは、法人の理事及び監事とする。

(報酬)

第3条 定款第19条第1項に基づき、役員の総数の3分の1以下の範囲内で、法人の役員は報酬を受けることができるものとする。

2 役員の報酬は、理事会で決定する。ただし、役員一人あたり月額60万円を上限として、金額を支払うことができるものとする。

3 役員の報酬は、月額をもって支給し、支給計算の期間として毎月1日を起算とし月末締めにより翌月20日に支払うものとする。ただし、支払日が休日の場合は原則としてその前日とする。

4 本規程に定めることのほか、役員報酬の支給に関しては給与規程を準用する。

(費用弁償)

第4条 法人の役員がその職務の執行にあたって負担した費用（職務の遂行に伴い発生する旅費交通費等の経費をいう。）については、理事会の決議で定める範囲内のもの（原則として月額10万円未満とする。）に対して、当該役員より請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

2 理事会等に参加した場合、交通費等の費用弁償は別表1により支払うことができる。

3 本規程に定めることのほか、費用弁償の支給に関しては出張旅費規程を準用する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は総会の決議を経て行う。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

附則

この規程は、令和4年9月13日より施行する。

この規程は、令和5年3月24日より施行する。

別表 1

名称	費用弁償
理事会出席等	3,000円